		同五一九番に東接するまでの道路敷、同五〇七番と同五二八番一に挟まれ同五一二番と同五二八番一に挟まれるまでの道路敷、同一番四三〇と同五一六番に挟まれ同一番四三〇と同五二七番に挟まれるまでの道路敷、同四六七番一と同七五九番一に挟まれ同四六九番一と同七三五番に挟まれるまでの水路敷、同一番一〇と同一番四一七に挟まれ同七〇六番三と同九四三番五に挟まれ同九二八番一と同九二九番二に挟まれる道路敷に挟まれるまでの水路敷、同一番三六一と同九七一番五に挟まれ同九七一番五と同九七五番に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷、同九三八番三に囲まれる水路敷、同九四二番二に囲まれる水路敷、同九四三番二に囲まれる水路敷、同九四三番四に囲まれる水路敷、同七一〇番一と同八四五番に挟まれ同八四五番と同八七二番に挟まれるまでの水路敷、同一番四一八と同一〇八二番に挟まれ同一〇八二番と同一一八三番二に挟まれるまでの水路敷、筑紫野市大字山家五三六八番と同五三六九番に挟まれ同五三六五番一と同五三七一番一に挟まれるまでの道路敷を含む。
日向国分寺跡	宮崎県西都市大字三宅字国分	三一三五番、三一三六番、三一三八番、三一四〇番一、三一四〇番二、三一四一番、三一四三番一、三一四三番二、三一四三番三、三一五〇番、三一五二番九、三一八六番一、三一八七番、三一八八番一、三一八八番二、三一八八番三、三一八八番四、三一八八番五、三一八九番一、三一九〇番、三一九〇番一、三一九二番一、三一九二番二、三一九五番、三一九七番二、三二〇〇番、三二一〇番、三二一一番、三二一二番、三二一三番、三二一四番、三二一五番三、三二一五番五、三二一六番一、三二一六番五 右の地域に介在する道路敷、宮崎県西都市大字三宅字国分三一五二番九と同字国分三二一六番五に挟まれ同字国分三一九〇番一と同字国分三三二〇番に挟まれるまでの道路敷、同字国分三二一一番に西接する道路敷、同字国分三二〇七番と同字国分三二一〇番に挟まれ同字国分三二一一番と同字国分三二一二番に挟まれるまでの道路敷を含む。

○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日　文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
伝法院庭園	東京都台東区浅草二丁目	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とするP一地点（X＝マイナス三一七〇三・二八三メートル、Y＝マイナス三四六一・七〇五メートル）、P二地点（X＝マイナス三一[illegible]P八地点（X＝マイナス三一七一九・一二二メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七メートル）、P九地点（X＝マイナス三一七二三・五五九メートル、Y＝マイナス三三九六・五六九メートル）、P一〇地点（X＝マイナス三一七四四・四八九メートル、Y＝マイナス三三九八・八一七メートル）、P一一地点（X＝マイナス三一七四八・一五四メートル、Y＝マイナス三三九七・一二三メートル）、P一二地点（X＝マイナス三一七五九・八一五メートル、Y＝マイナス三三九六・二一四メートル）、P一三地点（X＝マイナス三一七八二・七八八メートル、Y＝マイナス三四〇三・八七二メートル）、P一四地点（X＝マイナス三一七九〇・〇〇四メートル、Y＝マイナス三四〇八・二六七メートル）、P一五地点（X＝マイナス三一八五二・七九九メートル、Y＝マイナス三四一七・八四六メートル）、P一六地点（X＝マイナス三一八五〇・一五八メートル、Y＝マイナス三四九四・一一二メートル）、P一七地点（X＝マイナス三一八四六・九七四メートル、Y＝マイナス三五〇六・七八二メートル）、P一八地点（X＝マイナス三一八四三・二〇六メートル、Y＝マイナス三五一五・九八八メートル）、P一九地点（X＝マイナス三一八三六・八四七メートル、Y＝マイナス三五一五・七五九メートル）、P二〇地点（X＝マイナス三一八二八・二三六メートル、Y＝マイナス三五一七・〇五七メートル）、P二一地点（X＝マイナス三一八二八・三八六メートル、Y＝マイナス三五〇八・〇四六メートル）、P二二地点（X＝マイナス三一七四三・九一五メートル、Y＝マイナス三五一〇・八七五メートル）、P二三地点（X＝マイナス三一七三三・七四七メートル、Y＝マイナス三五一二・二五八メートル）、P二四地点（X＝マイナス三一七三四・〇二七メートル、Y＝マイナス三五一一・一九七メートル）、P二五地点（X＝マイナス三一七三〇・五三三メートル、Y＝マイナス三五〇一・一四三メートル）、P二六地点（X＝マイナス三一七二〇・五八四メートル、Y＝マイナス三五〇五・三九三メートル）、P二七地点（X＝マイナス三一七一八・九六三メートル、Y＝マイナス三五〇九・三〇五メートル）、P二八地点（X＝マイナス三一七一八・一七五メートル、Y＝マイナス三五〇五・五九四メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を東京都教育委員会及び台東区教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
殿ヶ谷戸庭園（随宜園）	東京都国分寺市南町二丁目	三六五番二、三六五番三九、三六五番六二、三六五番六三、三六五番六六、三六五番七四、三六五番イ三、三七四番イ一、三七七番イ二、三七八番二
富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖	山梨県南都留郡山中湖村 同　南都留郡富士河口湖町 同　南巨摩郡身延町	別図のとおり 備考　別図は省略し山梨県教育委員会、山中湖村教育委員会、富士河口湖町教育委員会及び身延町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
旧伊藤傳右エ門氏庭園	福岡県飯塚市幸袋字本町 同　字後鶴	三〇〇番 一一八番二